

労働者派遣法第23条第5項に基づく労働者派遣事業の状況に関する情報

(対象期間：2023年4月1日～2024年3月31日)

事業所名称	東京本部				
事業所の所在地	東京都江東区門前仲町2-5-9 深川三和ビル2階・3階				
① 派遣労働者の数 (2024/6/1現在)				800人	
② 派遣先の実数 (事業年度あたりの事業所数)				164件	
③ 労働者派遣の料金 1日(8時間当たり)の額の平均				18,164円	
④ 派遣労働者の賃金 1日(8時間当たり)の額の平均				14,530円	
⑤ マージン率 (③－④)÷③				20.0%	
⑥ 教育訓練に関する事項					
教育訓練の種類	対象者	実施人員	実施方法	賃金支給	労働者の費用負担
派遣社員の為の研修テキスト	新規派遣労働者	162人	Off-JT	有	無
キャリアアップに向けての心構え・ヒューマンスキルアップ	新規派遣労働者 派遣中の労働者	フルタイム 1年以上 52人 短時間 1年以上 32人 1年未満 3人	Off-JT	有	無
PCスキル(初級・中級・上級)	派遣中の労働者		Off-JT	有	無
ビジネス基礎、マナー研修	派遣中の労働者		Off-JT	有	無
財務、会計等(基礎・中級・上級)	派遣中の労働者		Off-JT	有	無
リーダー、マネージャー向け課題解決基礎	派遣中の労働者		Off-JT	有	無
ビジネス資格	派遣中の労働者		Off-JT	有	無
労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等					
労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否か：締結している					
当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲：以下の職種に派遣される労働者に適用					
(職業安定業務統計 中分類) 10：情報処理・通信技術者、18：経営・金融・保険の専門的職業、19：教育の職業、 21：著述家・記者・編集者、22：美術家・デザイナー・写真家・映像撮影者、24：その他の専門的職業、 25：一般事務の職業、26：会計事務の職業、28：営業・販売関連事務の職業、 29：外勤事務の職業、31：事務用機器操作の職業、32：商品販売の職業、33：販売類似の職業、 34：営業の職業、42：その他のサービスの職業、60：機械整備・修理の職業、66：自動車運転の職業、 75：運搬の職業、76：清掃の職業、78：その他の運搬・清掃・包装等の職業					
当該労使協定の有効期間：2024年4月1日～2026年3月31日					